

平成 27 年 4 月 2 日

厚生労働省保険局長
唐澤 剛 殿

四病院団体協議会

一般社団法人 日本病院会

会長 堺 常雄

公益社団法人 全日本病院協会

会長 西澤 寛俊

一般社団法人 日本医療法人協会

会長 日野 頌三

公益社団法人 日本精神科病院協会

会長 山崎 學



疾患別リハビリテーションにおける専従の常勤従事者に関する要望

四病院団体協議会は、標記について下記を要望する。

記

○疾患別リハビリテーションの施設基準に規定する専従の常勤従事者について

平成 18 年度診療報酬改定時に発出された「事務連絡」によると、「疾患別リハビリテーションの施設基準に規定する専従の常勤従事者については、複数の非常勤の従事者の常勤換算は認められず、医療機関の定める所定労働時間を全て勤務する者」とされている。

政府が推進する「女性の活躍推進」や「仕事と家庭の両立支援」等のワークライフバランスを重視した働き方を希望する労働者が増えており、短時間雇用者数は増加傾向にある（※総務省「労働力調査」より）。しかし、現状の「専従の常勤従事者」については、「医療機関の定める所定労働時間を全て勤務する者」のみしか認められておらず、短時間雇用者の活用が制限されてしまっている。これは、雇用主・労働者の双方にとって無益である。

施設基準に規定する専従の常勤従事者の解釈において、複数の非常勤従事者の常勤換算を認めることを要望する。

以上

事 務 連 絡
平成18年3月31日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その3）

「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）等については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）等により、平成18年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

【抜粋】

(答) 各疾患別リハビリテーションの施設基準に規定する医師の要件をそれぞれ満たす場合には、兼任できる。

(問 9 1) 疾患別リハビリテーションの施設基準に規定する専従の常勤従事者については、複数の非常勤の従事者を常勤換算できるか。

(答) 否。常勤の従事者とは、医療機関の定める所定労働時間を全て勤務する者である。したがって、雇用形態は問わないが、非常勤の者は含まれない。なお、ここでの専従とは当該療法を実施する日、時間において専従していることであり、例えば、水曜と金曜がリハビリテーションの実施日である医療機関については、水曜と金曜以外は他の業務を行うことも差し支えない。

(問 9 2) 所定労働時間とは、週 40 時間か。

(答) 医療機関の定める所定労働時間であり、必ずしも週 40 時間でなくてよい。

(問 9 3) 各疾患別リハビリテーションの届出に係る専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、各疾患別リハビリテーションを実施しない日において訪問リハビリテーションを行っている場合であれば専従の従事者として届け出てよいか。

(答) よい。

(問 9 4) 疾患別リハビリテーションに規定されている「経験を有する」という規定は、具体的にはどのようなことか。例えば、「心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専従の常勤理学療法士又は、常勤看護師」とあるが、ここにいう経験とはどのようなものか。

(答)

専門的な研修の例としては、平成 18 年 4 月 1 日現在では、心大血管疾患リハビリテーションについては、日本心臓リハビリテーション学会の認定する心臓リハビリテーション指導士の研修、呼吸器リハビリテーションについては、日本呼吸器学会等の認定する呼吸療法認定士の研修等がある。

(問 9 5) 機能訓練室の面積要件については、階が離れていても合算して基準